

委員による議論の論点

- 1 長期固定ローンの供給支援として、証券化の支援を行う場合、以下の各段階において、公的関与のある機関による証券化を必要と考えるか。
 - ① MBS 市場の育成段階（規模の経済の達成前）
 - ② MBS 市場の成熟段階（規模の経済の達成後）
- 2 公的関与のある証券化機関の資本構成のあり方（政府出資、民間出資）をどう考えるか。
- 3 公的関与のある証券化機関の組織形態（株式会社、独立行政法人等）について、MBS 市場における円滑な低利資金の調達等市場との関わりの観点から、どのような条件を満たす必要があると考えるか。
- 4 公的関与のある証券化機関の組織形態（株式会社、独立行政法人等）について、適切なガバナンスの確保等の観点から、どのような条件を満たす必要があると考えるか。
- 5 具体的な組織形態として、どのようなものが望ましいと考えるか。